

## 世界同時不況下の公認会計士業務

猪鼻孝夫

公認会計士

米国ニューヨーク州公認会計士

### 要 旨

サブプライムローン問題に端を発した世界同時不況は、わが国経済にも多大な影響を与え、収益の減少、利益の減少、損失の増大、計上すべき損失の未計上、などの問題が財務諸表監査において直面することとなった。特に、継続企業的前提の問題は平成 21 年 3 月期決算においては、直前の監査基準の改訂もあり、大きな問題であった。世界的には、公正価値会計、長期性資産の減損、新しい会計基準の採用、そして継続企業的前提などが会計・監査上の問題点であった。わが国も IFRS を導入する場面が近づいている。IFRS は原則主義であり、詳細な規則・定めは示されていない。会計監査にあたる公認会計士は適切な判断をすることを要求されている。規則や規定への準拠を重視してきた公認会計士に自らの考えにもとづいて判断することが求められる新しい時代に入りつつある。わが国の公認会計士試験の受験要件には学校教育の履修要件がない。諸外国では、公認会計士資格を適切な学校教育の履修と資格試験との組み合わせの結果として与えているのがほとんどである。将来、世界共通の高品質な会計基準と監査基準が採用されるようになると、公認会計士資格も各国で共通化され、相互承認されるようになるであろう。そのときに、わが国の学歴要件不要という公認会計士資格は他の国からは不利に扱われるおそれがある。

## I. はじめに

サブプライム問題に端を発した百年に一度といわれる世界同時不況は、世界経済の重要なプレーヤーである日本の経済にも多大な影響を与えている。原則「自由」のアメリカ型資本主義の破綻は、経済超大国アメリカ中心経済の一応の終了、そして倫理なき利益追及の限界を露呈した。基本的には輸出立国である日本は、主要な消費国である米国での売上不振の影響を受け、日本を代表する製造業の会社であるトヨタ自動車は売上高が平成20年3月期の26兆3千億円から平成21年3月期には20兆6千億円に減少し、当期純利益は1兆7千億円から4千4百億円の当期純損失を計上することとなった。このような経済不況下の環境において、公認会計士の監査業務はいかなる影響を受けるか、監査を実施するにあたりどんな注意が必要であるかを、日本の場合、世界（主として米国）の場合にわけて、検討し、あわせて、これからの公認会計士の望まれる姿及び教育の重要性について考察する。

## II. 経済不況下におけるわが国の会計上・監査上の問題点

経済不況下のわが国の平成21年3月期決算で、一般に会計上・監査上の問題となった項目は次のようであった。

1. 継続企業の前提（いわゆるゴーイング・コンサーン、以下GCと呼ぶ）についての疑義及びそれに関連しての意見表明、追記情報  
GCについては、平成21年4月に企業会

計審議会から「改訂監査基準に対する意見書」が公表されたが、きわめて短期間に改訂がおこなわれ、しかもその時期が三月決算についての監査がたけなわのころであったことは異例であった。改訂の理由は、国際監査基準との整合性を図るということであるが、一定の事実が存在すれば画一的に継続企業の前提に関する注記を行なうこととなっている、また、重要な疑義を解消できる確実性の高い経営計画等が経営者から提示されない場合には、監査人は意見不表明とするこれまでの実務では、企業によるGC注記がきわめて多くなること、あるいは意見不表明が多くでることが予想され、それを企業側がきらったことが理由であると考えられる。この監査基準の改訂により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると判断した場合には、当該事象又は状況に関して合理的な期間について経営者が行なった評価及び対応策について検討した上で、なお「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められるか否かを確かめなければならないこととされた。これにより企業から対応策が示されれば、それがあまりに非合理的でない限り、原則として、意見不表明はしないという実務対応になった。このGC注記の問題は、タイミングから公認会計士に対する一種のポリティカル・プレッシャーであったという印象がある。

### 2. 繰延税金資産の回収可能性

不況期になると将来十分な課税所得が生じるか否かの予測が困難になり、すでに計上した繰延税金資産の回収可能性、そしてその判断の前提となる日本公認会計士協会監査委員会報告第66号による会社区分をどうするのかは、判断が容易ではないケースが多かった。

特に、非経常的要因を除けば、課税所得が期待できるかどうかは、会社のこれまでのビジネスモデルがこれからも収益をあげ続けられるのかどうか判断がむずかしい。

### 3. 会計処理の変更

認められている会計処理方法のなかでの方法の変更であっても、なぜこの時期にするのかの合理的説明がしきれない企業があった。具体的には、減価償却方法の変更、そして耐用年数の延長（これは会計上の見積りの変更）をする企業があった。

### 4. 棚卸資産の評価

棚卸資産の収益性の低下による簿価の切下げの必要性の問題があった。

### 5. 固定資産の減損

減損とあって全く縁のなかった優良企業の担当者が、はじめて減損の兆候に出会い、対応をしたケースがあった。

### 6. 収益の実現性

期末日近くに年間の売上高の何割かをしめるほど重要な金額の売上取引が発生し、その収益が計上されたが、その実現性が疑わしいケースがあった。これはIT産業に特有の取引で、収益の実現性を確定するのに通常の監査手続では十分ではなかった。IT産業の収益計上には、監査人がIT製品の理解や内容把握に技術的な困難が伴うことが多く、会社側の説明に反論できずに、売上計上を十分に検証できないケースがあった。

### 7. 企業再編等

企業結合において、対価要件、議決権要件、支配要件の判定をおこなうが、どちらが取得

企業かの決定が困難なケースがあった。

### 8. 関係会社投融資の評価

関係会社株式の時価が取得価額に比べて大幅に下落しているが、評価減を行っていないケースがあった。これは会社が関係会社との関係をどう考えているかにより、すなわち、経営者の意図とも関わりがあり、簡単な問題ではない。

### 9. 有価証券の評価

会社が有価証券の評価の具体的基準をもっていて、それを下回ったときに、評価減を計上すべきであるが、時価の下落が一時的なものかどうか判断するのが困難なケースがあった。また、期末日近くに、株価の下がった株式を大量に買い増して、その期の平均購入価格を低くして、株価の期首からの低下率を低くみせ、その結果、その会社の評価損を計上する社内ルールに該当しなくなるので、評価減を計上しないというケースもあった。

### 10. 不適切な会計処理

具体的には、循環取引、架空売上、費用の過少計上、収益の過大計上等があった。帝国データバンクの「不適切な会計処理が発覚した上場企業調査」(2009年4月22日)<sup>1)</sup>では、上場企業72社に不適切な会計処理があった。その内容は、循環取引15社、架空・過大売上14社、費用の過少売上6社、などであった。注目すべきは、いわゆる一流企業の子会社でも循環取引がおこなわれていたことである。特にソフトウェア販売取引にかかる循環取引は、ソフトウェア商品そのものの内容理解が困難であり、監査人は会社側の説明に十分な満足をえられないこともあるが、形式的には整った関連証憑を提出されて、また、売

上に対する入金もあるので、監査上循環取引に気づかないことがある。これは取引の経済合理性をきびしく検討し、徹底した監査を行なう必要がある。

### III. 世界的な経済不況下での 会計監査上の留意点

平成21年3月期決算におけるわが国の会計上・監査上の問題点は前掲のようであったが、さらに視野を国際的な会計・監査にひろげると、以下のような点に留意する必要がある。

1. 世界ベースでは、2008年半ばころまでの長年にわたる持続的経済成長及び世界金融市場での継続的緩和が異常に高い流動性、低金利の債務及びレバレッジの活用のいすぎを招いた。

その結果、現在では、企業にとって新規の資金調達が困難になり、また再融資についても審査が厳格化され、企業の命綱である資金の確保がむずかしくなった。

さらに企業が直面している問題としては、不況による売上高の減少、値下げのプレッシャーにより十分なマージンを確保できないこと、為替相場・株式相場の不安定により、企業経営上の予測や見積りが困難であること、業績の悪化により、借入金についての財務制限条項（コベナンツ）への抵触の可能性が高くなり、抵触すると、返済猶予期限の利益の喪失をするおそれがあること、などがあげられる。すなわち、継続企業の前提が成立しているかどうかを、企業経営者は評価し、そして監査人も評価しなければならない。これは貸借対照表日の翌日から一年間の期間についての評価であり、不利なトレンド、資金調達

の困難性、企業の内的要因、外部環境の悪化などを考慮しなければならない。

#### 2. 公正価値の測定の困難さ

金融市場の混乱あるいは、取引の不活発は、金融商品の公正価値の測定が困難になり、また関連する開示項目も不十分になるおそれがある。特に、複雑かつ流動性の低い有価証券の評価は、困難をきわめた。市場での同種または類似の金融商品の取引事例がないかきわめて少ない場合は、企業側の作成した理論価格を公認会計士として独立の立場から評価しなければならないが、企業側の前提と価格決定のロジックを厳しく評価することは容易ではない。公正価値の監査では、会社がいかなる評価技術（評価法）を使っているか、会社側の評価ロジック及びアサンプションの妥当性の評価、情報及び証拠の十分性、評価法や不確実性についてのディスクロージャーの十分性の検討が必要であろう。米国の緊急経済安定化法案は、SECが議会に対して時価会計が与える影響について報告するよう要請した。SECは2008年12月30日にその報告を行なった<sup>2)</sup>が、そこでは、公正価値の会計基準を凍結しないように提言したが、市場価格の入手が容易でない状況を含む活発でない市場での公正価値の決定に関する追加的なガイダンスの策定の必要性も述べている。

#### 3. 営業権・無形固定資産・長期性資産の減損

会計上の見積りには、なんらかの予測が含まれているが、経済不況下では、過去の実績がそのまま将来にもあてはまるという保証がない。状況がいつ好転するか、あるいは、さらに悪化するかの予測が困難である。保有または使用中の長期性資産が、思わぬ減損の兆

候を示しているかもしれないということがありうる。見積りが監査の対象に含まれるときは、通常、監査人はその会社の過去の見積りの妥当性及びその会社の属する業界の傾向を考慮する。しかし、経済不況下では過去の経験則があてはまらないことも多いので、注意が必要である。監査人は、会社が行った見積りの過程を理解し、会社側の見積りとは独立に見積りを行い、比較をする。また、監査報告書日まで、その後の展開をフォローする必要がある。

#### 4. 新しい会計基準の採用

新しい会計基準については、財務諸表作成者である経営者も監査人も、十分な知識をもたなくて、結果として、適用の仕方を誤ることがある。米国では U. S. GAAP の量の多さ、そのことによる複雑さを反省し、FASB は 2009 年 7 月 1 日に Accounting Standards Codification (ASC)<sup>3)</sup> を作成した。これは U. S. GAAP に関する数千の規定を約 90 の論点に再編したもので、検索の手間が削減され、利便性の向上をはかり、複雑な U. S. GAAP の見落としによる、結果としての非準拠を少なくする効果が期待される。FASB の新基準書<sup>4)</sup>では、U. S. GAAP を二つの階層、すなわち、1. Authoritative (FASB ASC に入っているもの) と 2. Non-Authoritative (FASB ASC に入っていないもの) に分けている。

#### 5. 不正の可能性

国際監査基準 (ISA 240) では、「監査人は、誤謬を原因とするものであろうと、不正を原因とするものであろうと、財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るため、監査を計画し、実施する

責任を有する」と<sup>5)</sup>されている。経済不況下では、経営者は株価維持のため財務報告の数値をよくみせたい、経営者や幹部の報酬が業績と連動している、ターゲット数値を達成する、などの動機及びプレッシャーのため、一般に、不正のリスクは高まる。<sup>6)</sup>そこで監査人が注意しなければいけないのは、

- ・企業レベルでの不正に対する内部統制の整備状況及び運用状況
- ・経営管理者による内部統制の無効化
- ・収益認識の金額、時期 (特に非標準的取引、特殊なストラクチャーの取引等)

などである。

不正については、経営者自らが主導するケースが、わが国においては新興市場で株式公開した会社にあった。経営者の姿勢、倫理観に疑問をいただき、ある監査法人が監査の受嘱を断っても、別の監査法人が受嘱することがあるが、経営者の資質が信頼できないときは、監査人は監査を受嘱しないという勇気も必要である。しかし、すぐれたテクノロジーやアイデアをもつ起業家が証券市場に参入し、資本を集めるのを監査人が適切な監査を通じて役立つのは証券資本主義の健全な発展に貢献するものであるから、安易に監査を拒絶することは適切ではない。

## IV. これからの公認会計士

世界同時不況下の経済環境では、会計は、時価主義会計のあり方、資産の価値等のすぐれて根源的な問題の再検討を余儀なくしたが、他方、会計監査の担い手である公認会計士の能力と姿勢を鋭く問う状況を生み出した。2009 年 7 月号の米国ニューヨーク州公認会計士協会報 The Trusted Professional によると、ニューヨーク州の CPA 資格の取得に

は修士号を必要とする法案の提出を準備している。公認会計士への教育の要件の厳格化はますます要求されており、新しく公認会計士になる人に150時間の研修を義務づけ、さらに新しい法案では会計学の修士号を必要とするとされている。同協会の品質強化方針委員会が作成した公認会計士登録前の教育では、伝統的な会計教育ではカバーされない特定の分野の教育に30時間追加で教育を行なうべきであるとしている。当該白書は「ますますグローバル化が進む経済では、公認会計士は、批判的に考え、適切なコミュニケーション能力を持ち、ますます複雑化する問題に専門家としての実力を示すことが要求されるであろうから、幅広い知識のベースが必須である」と言っている。150時間の要件は、120時間の事前教育を完了してのち、公認会計士試験の受験が可能であるが、さらに30時間の追加研修を受講しなければ公認会計士資格を与えないとするものである。スタビスキ上院議員は、「公認会計士は進化しつつある職業であるので、専門家としての責任上、あらゆる問題に適切に対処すべく、可能な限り広汎な教育訓練を必要とするので、公認会計士は修士号を取得すべきである。」<sup>7)</sup>としている。

国際会計基準審議会のメンバーでありスタンフォード大学教授であるメアリー・バース氏は、「IFRS教育のあり方」という講演で、IFRSは原則主義なので、なにより大切なのはフレームワークを理解することである。細かな規則は与えられないので、判断することが重要であると言っている<sup>8)</sup>。すなわち、IFRSの原則主義は、対比される米国会計基準の規則主義（ルール・ベース）と比べて、詳細なガイダンスがないので、取引の意図するところや実質的にだれが受益者となるのか、というような取引の実態を理解することが重

要である。そのため、現在の会計規則を知り、暗記するだけでは十分でない。国際会計士連盟（IFAC）の国際会計教育基準審議会（IAESB）によるガイドラインでは、適切な大学教育の延長上に公認会計士の資格を考えている。米国でも、学部教育、そして望ましくは大学院教育、の延長上に公認会計士資格がある。適切にして十分な教育を完了し、会計の基礎概念をきちんと理解し、自分の頭で考え、判断できる人材がこれからの公認会計士になってほしいと考える。詳細な実務指針がないと、人によって判断にばらつきがでる、実務指針がでるまで個人的見解は差し控えるというような姿勢ではいけない。公認会計士試験の合格のために、専門学校に通い、現行の規則・実務を暗記し、筆問筆答試験で、合格点をとれば資格を与えるという現在のわが国の状況は、将来、世界中で会計基準もひとつ、監査基準もひとつとなり、公認会計士資格も共通にして相互承認するという流れになったとき、大変に不利な状況になると予想される。もうひとつは、IFRSの設定にわが国としても積極的に関与してゆくためには、すぐれた基礎知識をもち、各国の法制度・税制、あるいは文化的背景の違いを理解し、しかもIASBの他のメンバーに影響を与え、説得するだけのコミュニケーション技術を持つ人材の養成を考えるべきである。筆者の勤務する監査法人の同僚の米国人パートナーに聞くと、米国では四大会計事務所に入所してくる人のおよそ90%以上が修士課程を修了していると言う。IFACのIAEBでは、CPAは適切な会計教育を終了し、変化する世界において学び続けなければならないとしている<sup>9)</sup>。

2009年8月12日に、米国公認会計士協会、州公認会計士連合会、米国国際公認会計士資格評価委員会は、ニュージーランド勅許会計

士協会と「相互承認協定」(Mutual Recognition Agreement)<sup>10)</sup>に調印した。これにより、各州の公認会計士の資格を付与する機関は、相互資格を認定するための特別の試験の実施をすすめることとなる。この協定では、CPAの資格とCAの資格を与えるに際して考慮すべき基本的要件として、教育、試験及び経験をあげている。教育要件では、ニュージーランドの会計専攻のバカレロア学位(通常4年間の学部教育)及び専門能力研修(Professional Competence Program)(これは、ニュージーランド勅許会計士協会により実施される大学院レベルの教育)が米国の統一会計士法(Uniform Accountancy Act)に定める150時間の教育と同等であるかの検討がなされ、相互に満足させるものであると同意した。米国は、公認会計士資格の相互承認を、カナダ、メキシコ、アイスランド、オーストラリアともすすめている。しっかりとした会計教育の基礎にもとづき、自ら考え、専門的判断をくだす能力の養成にこそわが国の会計専門職大学院の存在意義があると考えらる。

## V. おわりに

企業の業績が悪化する経済不況下においては、企業経営者は企業をとりまくステークホルダーに業績を実態よりよく見せようとするモチベーションがあるので、監査人は多くの問題に直面する。会社側からの会計処理についての質問は、自社の存続に影響を与えかねない重要案件も多く、公認会計士としては、会計理論の具体的適用、実務指針等との整合性を検討し、会社側担当者にあるべき会計処理及び開示を納得させ、さらにその人が社内での論議でも関係者の賛同を得られるように

なるまでの論理的説得力及びコミュニケーションの力が必要となる。

世の中の変化と進歩にあわせて、公認会計士業務も時代に即応して変化しなければならない。そして、個々の公認会計士は、最新の会計基準、監査基準を理解し、必要なテクノロジーの進化にも対応しつづける必要がある。しかし、公認会計士というプロフェッションが社会からの尊敬を得て、永続的に存在するためには、その基礎に「深い教養の涵養と高い品性の陶冶」(日本公認会計士協会「倫理規則」前文)が必要であり、それは適切な教育によってこそ、その土台が築かれると信じる。

### 【注】

- 1) 帝国データバンク「特別企画：不適切な会計処理が発覚した上場企業調査」2009年4月22日
- 2) Report and Recommendation pursuant to Section 133 of the Emergency Economic Stabilization Act of 2008: Study on Mark-To-Market Accounting, SEC, December 30, 2008 この研究は、2008年10月3日に緊急経済安定化法が成立し、そのセクション133にSECにFederal Reserve及び財務長官と相談して、時価会計の研究をすることを要求されたことに対する回答としての論文で2008年12月30日に提出された。付録も含め全文約250ページのすぐれた論文である。U. S. SECのWebsiteでNews & amp; Public Statements → Special Studies → 2008 → SEC Special Studies Archive: 2008 → Dec. 30, 2008 SEC's Congressionally Mandated Study on Mark-to-Market Accountingで閲覧できる。一読をおすすめる。
- 3) FASB *Accounting Standards Codification*, July 1, 2009
- 4) 米国財務会計基準審議会(FASB)基準書第168号「FASB *Accounting Standards Codification* 及び一般に認められた会計原則の階層」June 2009

- 5) 米国でも同様の規定がある。Paragraph. 02. of AU sec. 110, *Responsibilities and Functions of the Independent Auditor*
- 6) Audit Considerations in the Current Economic Environment December 5, 2008 Public Company Accounting Oversight Board
- 7) The Trusted Professional-The Newspaper of the New York State Society of CPAs Vol. 12. No. 13. July 1, 2009
- 8) メアリー・バース 「IFRS 教育のあり方」 会計・監査ジャーナル 2009年7月号
- 9) IFAC International Accounting Education Board
- 10) Mutual Recognition Agreement recommended by The New Zealand Institute of Chartered Accountants and The U. S. International Qualification Appraisal Board representing The National Association of State Board of Accountancy (NASBA) and The American Institute of Certified Public Accountants (AICPA)